

「就学援助世帯認定申請書」（新規申請）の記入、及び添付書類について

※ 具体的な記入方法は裏面の記載例を参照してください。（提出日も忘れずに書いてください）

1 複数のお子さんが小中学校に在籍している場合

人数に関わらず1通を提出していただければ結構です。

なお、申請するお子さんが小学校と中学校両方に在籍している場合は、どちらか一方へ提出いただければ結構です。

2 申請する児童生徒・保護者及び「1. 家族構成」欄の記載

保護者とは、住民登録における世帯主ではなく児童生徒の父母（父母が他界している場合等については祖父母など）ですので、誤って世帯主を保護者として申請しないようご注意ください。

認定審査については世帯全体の状況により行わなければなりませんので、住民票上同一世帯に含まれる人、世帯分離をしている同居者、単身赴任等で別に住んでいる保護者についても、記入してください。

認定後に全員を記載していなかったことが判明した場合、認定を取り消すことがありますので記載漏れのないようにしてください。

申請に必要な添付書類一覧

※ 添付書類の不足や同意書の内容に不備がある場合、認定審査が行えないことで審査結果の通知が遅れることにつながりますので、提出前に必ず確認してください。

① 収入額を確認するためのもの（別紙「同意書」を提出すれば添付不要）

交付を受けられる最新の年度の「市県民税申告書（写し）」か「所得課税証明書」のいずれか（市役所税務課などに申請しても諸事情により発行されなかった場合を除き、申請書に記載した家族構成員全員分の提出が必要です。ただし、なるべく別紙「同意書」の提出を優先してください。）

② 保護者の親権を確認するためのもの（別紙「同意書」を提出すれば添付不要）

申請するお子さんの「戸籍全部事項証明書」か「戸籍謄本」

※戸籍抄本や戸籍一部事項証明書では親権が完全には確認できませんのでご注意ください（保護者と申請する児童生徒の姓が異なる場合、及び父母以外の方が保護者として申請する場合に必要）

別紙「同意書」について

この書類は、上記①・②の書類について、鹿角市教育委員会が保護者及び世帯構成員に代わって官公署から交付を受ける際に、申請書に添付して提出するための書類です。

したがって、提出する同意書に署名・押印がされているご家族の方の分については、①と②の書類の添付を省略することが出来ます。

ただし、前年1月1日時点で鹿角市に住所がない方については、①や②の提出が必要となりますのでご注意ください。

③ 公的年金以外の年金の受給額を確認するためのもの

年金支払先から受け取った、受給額の年額あるいは一回あたりの受給額がわかる書類のコピー

（公的年金以外の年金とは、遺族・障害年金や個人年金保険契約により保険会社から受給する年金など、源泉徴収票が発行されない年金のことです）

④ 障害の認定を受けていることを確認するためのもの

障害者手帳等、交付を受けている手帳のコピー（該当する家族がいる場合に必要）

⑤ 児童扶養手当の支給を受けていることを確認するためのもの

手帳のコピー（該当する場合に必要）

⑥ 生計をともにしない方（完全な2世帯分離）を確認するためのもの

電気・ガス・水道料金等の請求書等（生計を別に行っている家族がいる場合に必要）